

税法実務コース「組織再編税制」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ1. 組織再編成の概要 テーマ2. 適格組織再編成の要件 テーマ3. 合併	P 2 ～ P 2 9
第 2 回	テーマ4. 分割型分割 テーマ5. 分社型分割・現物出資 テーマ6. 株式交換・株式移転	P 3 0 ～ P 4 5
第 3 回	テーマ7. 株式分配 テーマ8. 資産調整勘定・負債調整勘定 テーマ9. 欠損金の引継ぎ・引継制限など	P 4 6 ～ P 6 5
第 4 回	テーマ10. その他の取扱い テーマ11. 申告手続・別表などテーマ	P 6 6 ～ P 9 9

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

税法実務コース「組織再編税制」

CONTENTS

テーマ 1	組織再編税制の概要	2
	■組織再編税制の概要を把握する	
テーマ 2	適格組織再編成の要件	16
	■適格組織再編成となる要件を把握する	
テーマ 3	合併	24
	■合併が行われた場合の課税関係を把握する	
テーマ 4	分割型分割	30
	■分割型分割が行われた場合の課税関係を把握する	
テーマ 5	分社型分割・現物出資	36
	■分社型分割・現物出資があった場合の課税関係を把握する	
テーマ 6	株式交換・株式移転	40
	■株式交換・株式移転が行われた場合の課税関係を把握する	
テーマ 7	株式分配	46
	■株式分配が行われた場合の課税関係を把握する	
テーマ 8	資産調整勘定・負債調整勘定	52
	■資産調整勘定・負債調整勘定の取扱いを把握する	
テーマ 9	欠損金の引継・引継制限等	56
	■欠損金の引継・引継制限などの税務上の取扱いを把握する	
テーマ 10	その他の取扱い	66
	■組織再編に関するその他の税務上の取扱いを把握する	
テーマ 11	申告手続・別表等	90
	■組織再編に関する申告手続や別表等を把握する	

1

Theme

組織再編税制の概要

組織再編税制の概要を把握する

1 組織再編税制とは

企業グループ内での合理化や支配力の強化などの理由から、合併や分割などが行われることがあります。この場合において、資産及び負債がそのまま引き継がれたとしても、所有者が変更されたため、法人税法上は原則として時価で譲渡したことになります。移転した資産に含み益がある場合、思わぬ税負担が生じる場合があります。

また、法人が所有している株式の発行法人について株式交換等が行われた場合には、株主法人においては有価証券の交換が行われるため、税務上は有価証券の譲渡及び取得として認識され、譲渡益が課税されることになります。

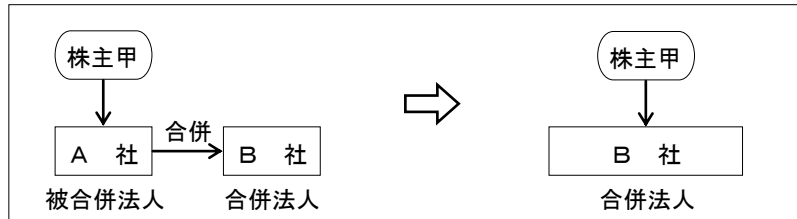
しかし、これらの譲渡益にそのまま課税することは、企業の組織再編を阻害することになるため、一定の要件を満たす場合には、課税を繰り延べることであります。

企業組織再編成の形態としては、①合併、②分割型分割、③分社型分割、④現物出資、⑤株式交換、⑥株式移転、⑦株式分配があります。

（注）現物分配については、制度上は組織再編税制に含まれますが、本講座では、その性格からグループ法人税において取り扱っています。

2 企業組織再編成の種類

(1) 合併



複数の法人が一つになることを合併といいます。合併で課税関係が発生するのは次の三者です。

- ① 被合併法人（法二十一）
合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。
- ② 合併法人（法二十二）
合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。
- ③ 被合併法人の株主

（想定される主な課税関係）

① 被合併法人（A 社）

合併により A 社が所有していた資産が B 社に移転し、これが譲渡として取り扱われ、原則として課税が行われます。

② 被合併法人の株主（株主甲）

A 社の株主甲は、A 社株式が消滅してその対価として B 社株式を取得します。これが A 社株式の譲渡として取り扱われ、原則として課税が行われます。